

春は引っ越しの季節です

# 住所変更時の各種手続きはお早めに！

こちらの手続きもお忘れなく！

## 国民年金

☎ 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434 税務町民課 ☎ 62-2112

### 1 会社を退職した方は国民年金加入の手続きを！

国民年金への加入は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての方に法律で義務付けられています。会社を退職した方や扶養から抜けた方は、必ず加入の手続きをしてください。

なお、役場で手続きをする際は、社会保険の資格喪失証明書や離職票を持参してください。

### 2 国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場の窓口にて手続きをお願いします。

### 3 20歳に到達した学生の方は学生納付特例の申請を！

申請すると国民年金保険料の納付が免除される制度です。申請希望の方は学生証をお持ちになって、役場の窓口にて手続きをお願いします。

### 4 年金生活者支援給付金制度について

令和元年10月から消費税率引き上げ分を活用した給付金制度が始まりました。対象となるのは、高齢・障害・遺族基礎年金を受給し、所得や世帯状況等の要件を満たしている方です。

原則、手続きの翌月からの支給になるため、早めの請求手続きをお願いします。

## 上下水道

☎ 上下水道課 ☎ 62-2348 FAX 62-7157



### 1 水道の開始・停止・名義変更について

異動の多いこの時期は混雑しますので、引っ越しの1週間前(土日祝日を除く)までに上下水道課へ来ていただくか、電話またはFAXでお申し込みください。

### 2 井戸水使用世帯の人数変更について

井戸水を使い、下水道に接続している世帯で、人数に変更があった場合は、上下水道課へ来ていただくか、電話で手続きをお願いします。

**広 告**

在宅療養支援診療所 **よしだ総合診療・在宅ケアクリニック**  
 鏡石町不時沼 217-1 (JA あいりすホール向かい)  
 院長 **吉田 孝司** (45歳・成田出身) ☎ **0248-62-2508**

夜10時まで診療☆年中無休☆日・祝日も診療!!  
 24時間 365日対応、往診・訪問診療もできます!  
 内科 / 心療内科 / 外科 / 小児科 / 皮膚科

診療時間	月～金	土日	祝日
午前 9:00～12:00	○	○	○
午後 14:00～18:00	○	○	○
夜間 19:00～22:00	○	○	○

◎完全予約制です。気軽にお電話ください。  
 ◎当院はジェネリック医薬品を推奨しております。

**広 告**

令和3年7月オープン!利用者&訪問看護師、募集中!  
 うつくしま訪問看護ステーションかがみいし  
**「訪問看護ステーションほのぼの」**  
 管理者 **久保木 亜梨沙** ☎ **080-5845-3844**

◎医療保険または介護保険を利用して、看護師による様々な在宅ケアが受けられます。(健康観察・リハビリ・点滴・口腔ケア・ネイルケアなど)  
 ◎ご用命の方は、主治医またはケアマネジャー、鏡石町地域包括支援センター「あんしんかん」にご相談ください!

【経営母体】鏡石町不時沼 217-1  
 一般社団法人健康情報総合評価機構 理事長 吉田孝司

春は入学・就職や転勤などによる引越しが多くなる季節です。ここでは、住所を変更したときの手続きについてご案内します。

**住所が変わったら届出を**

住所を変更したときは、税務町民課で「正確な住所の届出」が必要です(下表)。

**届出できる人は?**

届出できる人は、本人または同じ世帯の人です。印鑑、本人確認書類等をご持参ください(下表)。その他の方が代理人として届け出る場合、併せて委任状も必要です。

**届出できる日時は?**

届出できるのは、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。例年3月下旬から5月上旬までは窓口が混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。

▼問い合わせ先  
 税務町民課 ☎ 62-2112

届出事項	どんなときに(届出事由)	いつ(提出期間)	届出に共通して必要なもの	届出に必要なもの(添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住みはじめてから14日以内	届出する人の (1) 印鑑 (2) 本人確認書類  1点で確認できるもの	・転出証明書 (前に住んでいた市区町村で発行したもの) ・マイナンバーカード (住所の更新を行います)
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	新しい住所や転出予定日が決まった日～新住所に移った日から14日以内	顔写真付きの公的機関発行の身分証明書 ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード など	・国民健康保険証 (加入者のみ) ・後期高齢者医療保険者証 (加入者のみ) ・子ども医療受給者証 (加入者のみ)
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めてから14日以内	2点で確認できるもの ・健康保険証 ・年金手帳 ・学生証 ・預金通帳 など	・介護保険証(加入者のみ) ・印鑑登録証(登録者のみ) ・マイナンバーカード (住所の更新を行います)

## マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

マイナポータルを通じて、オンラインで転出届の提出が可能になりました。このサービスを利用する方は、転出にあたって原則役場への来庁が不要になります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内で引っ越しをする方が利用できます。本人が単身で引っ越しするほか、本人と同一世帯の方、本人以外の世帯の方の引っ越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出手続きをした場合でも、転入先市区町村窓口で転入の届出は必要です。  
 ※詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください。



デジタル庁 HP